

島田市地域福祉（活動）計画策定に係る市民福祉意識調査等業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和元年9月

島田市健康福祉部福祉課

1 趣旨

この要項は、島田市地域福祉（活動）計画策定に係る市民福祉意識調査等業務委託（以下「業務」という。）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 件名

島田市地域福祉（活動）計画策定に係る市民福祉意識調査等業務委託

(2) 業務内容

別紙「島田市地域福祉（活動）計画策定に係る市民福祉意識調査等業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

(4) 予算額

2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託料については、島田市と島田市社会福祉協議会が半額ずつ支出。

3 担当課

〒427-8501

静岡県島田市中心1番の1
島田市健康福祉部福祉課

TEL 0547-36-7407

FAX 0547-37-0235

E-mail fukushi@city.shimada.lg.jp

〒427-0056

静岡県島田市大津通2番の1
社会福祉法人島田市社会福祉協議会
法人運営課

TEL 0547-35-6247

FAX 0547-34-3261

E-mail fureai@shimada-shakyo.jp

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表

令和元年9月27日（金）

質問の締切

令和元年10月8日（火）

質問への回答

令和元年10月11日（金）

応募締切（応募書類の提出期限）

令和元年10月16日（水）

選定会の実施

令和元年10月23日（水）

選定結果の公表

令和元年10月29日（火）

契約の締結

平成元年11月中旬 ※予定

5 応募手続

(1) 募集の実施

島田市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。

(2) 質問の受付と回答

- ・質問しようとする者は、質問書（様式1）に必要事項を記入して、担当課にEメールにて提出する。
- ・質問の受付期間は、令和元年9月27日（金）午前8時30分から令和元年10月8日（火）午後5時15分までとする。
- ・質問に対する回答は、令和元年10月11日（金）から島田市ホームページにて公表する。

(3) 応募書類等の受付

応募者は、次のとおり応募書類及び提案書を提出するものとする。なお、作成方法の詳細は、応募様式集に従うものとする。

- ①受付期間 令和元年9月27日（金）から令和元年10月16日（水）まで
- ②受付時間 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）
- ③提出先 島田市健康福祉部福祉課 又は 社会福祉法人島田市社会福祉協議会
- ④提出方法 島田市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、③の提出先に持参又は郵送すること。なお、提出した書類は返却しない。また、書類の作成に要する費用は応募者の負担とし、提案書提出時の説明は受け付けない。
- ⑤提出書類 別紙1のとおりとする。（任意の様式でも可とする。）
- ⑥提出部数 8部

(4) 選定会

- ①実施日時等 令和元年10月23日（水）に行う。なお、時間及び場所については、後日応募者に通知する。
- ②出席者 出席者は4名以内とする。
- ③選考会の内容 提案書の内容に関する説明20分以内（プロジェクターの使用も可）、及び質疑応答20分程度の40分程度を予定する。なお説明は、先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

6 応募者の参加資格要件

応募しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- イ 島田市の入札参加資格の審査を受け、その資格を有する者。（委託業種のその他）
- ウ 応募書類の提出日から契約の締結日までに、島田市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要項の規定による停止措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中ではないこと。

7 提案の審査

(1) 選定委員会

受託業者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会は、別に定める「島田市地域福祉（活動）計画策定に関する業務委託事業者選定委員会設置要綱」に基づき、実施する。

(2) 審査

選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、提出された提案書及び選考会の内容等について、別紙2-1「審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者を業務の受託予定者として選定する。（評価項目ごとに評価点数を合算し、委員数で序した点数（少数点以下2桁未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、平均評価点について1点の項目がある場合は、候補者となることができない。（委員個々の評価内容ごとの評価点数に1点の点数がある場合であっても、委員全員による平均評価点数が1点を上回れば、選定可能）また、評価点数について、満点は70点とするが、応募事業者が1者の場合は、審査の評価基準中「9. 業務見積額」（配点5点）の比較対象が無いいため、同項目の配点を行わず、満点は65点とする。）

ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積金額の安価な応募者を受託予定者として選定する。金額も同額の場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定する。尚、応募者が1者のみの場合も選定会を実施し、評価を行う。

(3) 選定結果の通知公表

- ・選定の結果については、審査対象者にEメールで通知するとともに、業務の受託予定者を島田市ホームページで公表する。
- ・審査及び選定結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ・応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 契約協議及び契約

- ・市及び社会福祉協議会は、審査の結果を踏まえ、受託予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは予算の範囲内で速やかに契約を行うものとする。
- ・前項において、協議が整わない場合、市は審査において、評価により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。
- ・本件において予算案件等が議会で承認されないこと等により、事業を実施することができなくなった場合には、契約を締結できない場合がある。なお、契約が締結されなかった場合、それまでに要した経費は応募者が負うものとする。

提出書類

別紙 1

大項目	項目	内容説明	様式
	質問書	様式に従って作成してください。	様式 1
	参加申込書	様式に従って作成してください。	様式 2
	提案書 (表紙)	様式に従って作成してください。	様式 3
応募者の概要 及び実績	1 応募者の概要 (会社概要)	応募者 (会社) の概要を記載してください。	自由 ※A 4 版 2 枚以内 ※会社パンフ レット代用可
	2 応募者の 主要業務実績	地域福祉 (活動) 計画の策定に関する 業務実績を様式に従い記入してください。	様式 4
提案内容	1 (1) 地域福祉関係 の現状把握について	地域福祉関係の現状について、把握し ている内容を記載してください。	様式 5
	1 (2) 地域福祉 (活 動) 計画の考え方 について	地域福祉 (活動) 計画に対する考え方 について記載してください。	
	1 (3) 市民福祉意識 調査への考え方 について	市民福祉意識調査への考え方について 記載してください。	
	1 (4) 策定委員会へ の考え方について	策定委員会に対する考え方を記載して ください。	
	1 (5) 市民福祉意識 調査の工程について	市民福祉意識調査の実施工程について 記載してください。	
	1 (6) 受託者と委託 者の役割分担 について	受託者と委託者 (島田市及び島田市社 会福祉協議会) の役割分担について記 載してください。	
	2 調査内容について	市民福祉意識調査の調査内容について 記載してください。	
	3 調査結果・解析 方法について	調査結果の集計・解析方法について記 載してください。	
	4 推奨する企画 提案について	推奨する企画提案があれば記載して ください。	
	5 (1) 配置予定 職員数	この業務への配置予定職員数について 記載してください。	
	5 (2) 配置予定 職員の内訳	この業務への配置予定職員の内訳を記 載してください。	
5 (3) 職員の 経歴	受託者の職員について、様式に従い具 体的に記載してください。		
	見積書	運営業務の見積書を記載してください。	自由 ※A 4 版 1 枚以内
	積算内訳書	見積書の積算内訳を記載してください。	自由 ※A 4 版 1 枚以内

審査の評価基準

別紙2-1

評価項目	判断基準	配点
1. 基本的な考え方	(1)「地域福祉(活動)計画に対する考え方」 ・地域福祉に関する明確な考え方は感じられるか。	5
	(2)「地域福祉(活動)計画への理解」 ・地域福祉関係の社会的背景の把握、基礎的な知識があるか。	5
2. 現状把握	(1)「現状把握①」 ・企画提案時点での島田市の現状把握度評価。地域性をふまえているか。	5
	(2)「現状把握②」 ・島田市独自の計画を策定しようとしているか。	5
3. 企画のポイント	(1)「企画ポイント全般」 ・企画全般の着眼点、発想、考え方はどうか。	5
	(2)「課題把握」 ・地域福祉関係の課題の把握はできているか。	5
4. 作業内容	(1)「策定作業全般」 ・作業内容が具体的かつ、効果的か。	5
	(2)「市民福祉意識調査」 ・アンケート、ヒアリングなど効果的、独自性のある基礎調査手法となっているか。	5
	(3)「委員会対応」 ・委員会のサポート体制、効果的な進行のための提案はどうか。	5
5. 作業工程	(1)「役割分担」「スケジュール」 ・作業工程イメージの具体性。具体的、明確な順に高得点付与。	5
6. 業務体制	(1)「体制」 ・今回の業務遂行における体制の安心感。会社組織、体制構築度の高い順に高得点付与。	5
7. 実績	(1)「地域福祉(活動)計画の実績」 ・地域福祉(活動)計画の熟知度。全国情報の提供体制。実績の多い順に高得点付与。	5
8. 見積内容	(1)「見積内容から金額は適当か」 ・見積り書明細の具体性。	5
合 計		65

※評価点 5：特に優れている 4：優れている 3：普通 2：やや劣る 1：劣る

評価項目	判断基準	配点
9. 業務見積額	税込参考見積額の最低価格を5点とし、比例配分方式により評価点を換算する $X = \text{委託料上限額}$ $Y = \text{最低見積額}$ $Z = \text{評価対象見積額}$ 【Zの評価点数】 $5 - (Z - Y) \div (X - Y) \times 5$ ※少数点第3位を四捨五入	5

満点 70点